

【指定管理者制度に関する通知】

■全般

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

■指定管理者の指定

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするものとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 (略)
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。

■指定管理料

○指定管理者制度の運用について(平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号総務省自治行政局長通知)(抄)

- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

○原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について(令和4年 10 月 11 日総行経第 31 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で

別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

○資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について(令和6年12月5日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

総合経済対策においては、「重点支援地方交付金」について、(中略)地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定され、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いいたします(中略)。なお、「重点支援地方交付金」は、これまで地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能であるほか、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者等に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などが対象となっていました。この点に関して、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされていますので、ご留意ください。

○自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について(令和7年1月8日総行経第2号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

(前略)令和7年度地方財政対策において、(中略)学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いいたします。

○地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について(通知)(令和7年6月26日総行行第325号総行経第3号総務省自治行政局行政課、行政経営支援室長通知)(抄)

1. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への適切な対応

(2) 期中における必要な契約変更の実施について

(前略)さらに、指定管理者制度においても、賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を毎年度見直すことや、その旨をあらかじめ協定に定めておく等、適切に対応すること。

■指定管理者に対する労働法令遵守

○指定管理者制度の運用について(平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知)(抄)

6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

■指定管理者の評価

○平成20年度地方財政の運営について(平成20年6月6日総財財第33号総務事務次官通知)(抄)

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

○平成21年度地方財政の運営について(平成21年4月24日総財財第39号総務事務次官通知)(抄)

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

公の施設の指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること、施設の態様に応じた指定管理者の適切な評価が重要であること等に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

○地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知)(抄)

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(2) 指定管理者制度等の活用

① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

■大規模地震に係る災害発生時における避難所運営

○大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(平成29年4月25日総行経第25号総務省自治行政局長通知)(抄)

1 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3 その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。

【民間委託に関する通知】

○地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知) (抄)

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

○資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について(令和6年12月5日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

総合経済対策においては、「重点支援地方交付金」について、(中略) 地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定され、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いします(中略)。なお、「重点支援地方交付金」は、これまで地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能であるほか、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者等に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などが対象となっていました。この点に関して、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされていますので、ご注意ください。

○自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について(令和7年1月8日総行経第2号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)(抄)

(前略) 令和7年度地方財政対策において、(中略) 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いします。